

豊中市教育委員会の後援の名義使用承認に関する要綱

最終改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市の教育活動振興を図るために特に奨励すべき事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施する団体に対する豊中市教育委員会後援の名義使用承認の基準その他豊中市教育委員会後援の名義使用承認について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「後援」とは、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、団体が主催する事業等（教育委員会が所掌する事務に係る事業等に限る。）に対して、団体の申込みに基づき、金銭的支出を伴わず「豊中市教育委員会後援」の名義の使用を承認することにより、事業等の趣旨に賛同し奨励の意を表することをいう。

(後援の名義使用の申込みをすることができる団体の基準)

第 3 条 教育委員会に対し、後援の名義使用の申込みをすることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 公共機関、学術機関その他の公共性・公益性が高い団体
- (2) 教育委員会がその設立目的、役員体制等当該団体を構成する内容を把握している団体
- (3) 市内に活動拠点があり、継続した公共性・公益性の高い事業の活動実績があり、今後も継続して当該活動が見込める団体

2 前項各号のいずれかに該当する団体が、この要綱の規定による後援名義の使用承認を受けたことがある団体である場合であって、かつ、当該後援名義使用の承認の条件の一部又

は全部を履行しなかった場合にあっては、当該団体は、同項の規定にかかわらず、後援の名義使用の申込みをすることができない。

(後援の名義使用を承認する事業等の基準)

第4条 教育委員会が後援の名義使用を承認する事業等は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市の教育行政の推進又は公益の増進に寄与するもの。
- (2) 多くの市民の参加を求めるもの(参加者が少人数又は限られた範囲の小規模な行事は除く。)
- (3) 参加者に入場料等の負担を求める事業等にあっては、その額が社会通念上低廉な額であり、かつ、事業等の実施に直接必要な経費を補てんするための最小限度であるもの。
- (4) 収益を伴う事業等にあっては、その収益の全額を公益事業等に寄付するものであるもの。
- (5) 事業等の実施に当たり安全対策が十分に講じられていることが容易に確認できるもの。
- (6) 豊中市内及び隣接地域で開催されるもの。

第5条 教育委員会は、事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の名義使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (2) 営利を主たる目的とするもの。
- (3) 政治的又は宗教的活動を伴うもの。
- (4) 事業等の主催者等の代表者及び役員並びに事業等に従事する者が豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者であるもの。
- (5) 団体の構成員になることを前提とするもの又は会員の勧誘を目的とするもの。
- (6) 団体の内部行事的な事業等の性質を有するもの。
- (7) その他教育委員会が後援の名義使用を承認することが

不適當と認めるもの。

(後援の名義使用の申込み)

第6条 後援の名義使用の申込みは、豊中市教育委員会後援名義使用申込書(様式第1号)と収支予算書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、豊中市教育長(以下「教育長」という。)に提出することにより行わなければならない。

- (1) 団体の組織表
- (2) 会則もしくは規約
- (3) 年間活動計画
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、教育長がその必要がないと認める場合は、前項各号の書類の一部又は全部の提出を省略することができる。

(承認又は不承認の通知)

第7条 教育委員会は、前条に基づく申込みの可否を決定したときは、豊中市教育委員会後援名義使用承認通知書(様式第3号)又は豊中市教育委員会後援名義使用不承認通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(事業等の実施報告)

第8条 後援の名義使用の承認を受けた事業等を実施した団体は、事業等終了後30日以内に豊中市教育委員会後援名義使用事業実施報告書(様式第5号)と収支決算書(様式第6号)に名義を使用した全ての印刷物一部を添えて、教育長に提出するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、後援の名義使用の承認を受けた事業等又は後援の名義使用の承認を受けた事業等に係る申込みをした団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、豊中市教育委員会後援名義使用承認取消通知書(様式第7号)により当該承認を取り消すことができる。

- (1) 当該団体が第 3 条に規定する基準に適合しない事実が判明したとき。
 - (2) 当該事業等が第 4 条に規定する基準に適合しない事実が判明したとき。
 - (3) 当該事業等が第 5 条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
 - (4) 申込み内容に虚偽があるとき。
 - (5) 教育委員会の指示事項又は後援名義の使用の条件に違反したとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が取り消しを必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による承認の取消しにより団体等に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

(後援の名義使用の承認に関する事務の所管課)

第 10 条 後援の名義使用の承認に関する事務については、当該後援の名義使用の申込みの内容に応じ、当該申込みに係る事業等と最も関係の深い課として豊中市教育委員会事務局の事務局長が指定する課において処理する。

(施行細目)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、後援の名義使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日一部改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。